

生活のきまり

1 通学

1. 通学は正規の通学路を通る。
2. 自転車通学を希望する者は通学許可願を提出する。
3. 次の場合、許可を取り消すこともある。
 - ・自転車運転未熟
 - ・車体不備（改造）
 - ・交通規則違反
 - ・ドロップなど特殊ハンドル使用
 - ・ヘルメットをかぶらない
 - ・その他、安全な通学ができない場合（並進など）
4. 自転車のスタンドは、両足スタンドとし、変速機は6段までとする。

2 服装等

1. 制服

- ・名札 クラス章

(旧) 男子 標準学生ズボン、ベルトは黒・紺・茶色、白カッターシャツまたは白開襟シャツ
*裾をスラックスに入れる。
(冬) 上記に加え、標準学生服

女子 白カッターブラウスまたは白開襟シャツ、紺ひだスカート
*裾をスカートに入れる。
*スカートの丈は膝が隠れる程度のものとする。
(合服) 上記に加え、ベスト
(冬) 上記に加え、セーラー服。

(新) 学校指定のスラックス、スカート、ニットカッター、ニットブラウス、ポロシャツ、ニットブレザー
*ニットカッター、ニットブラウス着用時は裾をスラックス、スカートに入れる。
*スラックス着用時には黒・紺・茶色のベルトをする。
*スカートの丈は膝が隠れる程度のものとする。

- ・白、黒、グレー、紺の靴下（ワンポイント可）
- ・白、黒、グレー、紺の肌着（ワンポイント可）
- ・学校指定のベスト、ネクタイ、リボン、Vネックセーターの着用を認める。
- ・ベージュもしくは黒のストッキング、タイツ着用可
- *衣替えの時期は設けないが、入学式・卒業式などニットブレザー、または標準学生服、またはセーラー服の着用を求めることがある。
- *令和5年度、令和6年度は移行期間とし新旧の制服の両方の着用を認める。組合せは自由とする。

2. 靴

- ・通学 — 運動靴（体育で使用できる機能性のあるもの）
- ・体育館 — 体育館シューズ（学校指定：白に青ライン）
- ・教室等 — 上履き用シューズ（学校指定：白に青ライン）

3. 鞆

- ・スリーウェイバッグ（学校指定）、ナップサック（学校指定）

4. 体操服

- ・学校指定の半袖シャツ、長袖シャツ、ハーフパンツ、トレーニングウェア上下
- * 令和5年度、令和6年度は移行期間とし新旧の体操服の両方の着用を認める。組合せは自由とする。

5. 防寒着

- ・冬季の着用を認める。（着るものについては特に指定しない。）

6. 頭 髪

- ・「清潔で中学校生活にふさわしいもの」とするが、特に下記のこと留意すること
 - ヘアゴム、ヘアピンの色は黒・紺・茶色とする。
 - 整髪料は使用しない。脱色、染色、パーマなど特別な加工はしない。
- * 特別な配慮が必要なときは担任に相談すること。

3 その他

1. 登校後は、下校時まで校外に出てはいけない。
2. 必要でない金銭・物品を学校へ持ってこない。
3. 友人同士の金銭の貸し借り、および物品の販売はしない。
4. 帰り道買い物をしてはいけない。
5. 校舎や机などを破損させたときは、原則として弁償をする。
6. 厳寒期はひざ掛けを使用して良い。
ただし、教室又は特別教室内とし、ひざに掛ける。
テストの時は使用できません。

4 諸 届

1. 病気その他の事由で欠席する場合は、必ず保護者が当日の始業時まで届け出る。
2. 感染症が本人または家族に発生したときは、すみやかに学校に届け出る。
3. 欠課・早退・遅刻・忌引の場合は、すみやかに担任へ届け出る。